



平成・令和_____年（口）第_____号

債権者 _____

債務者 _____

付郵便送達上申書
(民訴法107条1項1号による)

令和_____年_____月_____日

東京簡易裁判所民事7室（督促） 御中

債権者 _____

頭書事件につき、

支払督促正本

_____ } が不送達となっており、下記のとおり、債務者の

就業場所（勤務先）への送達はできませんが、債務者は、

支払督促申立書記載の住所

(所在 _____) _____ に居住していますので、

債務者に対する送達はこの住所・居所あてに民事訴訟法第107条1項の書留郵便に付して
発送する方法によりされるように上申します。

記

1 就業場所について

就業場所の調査結果等

・現在の就業場所は (現在不明。 契約当初から不明。 ない。)

・以前の就業場所は下記のとおりだが

(退職した。 倒産した。 連絡が取れず現状不明。)

以前の就業場所住所 _____

以前の就業場所名称 _____

退職・倒産の時期 _____

現在の就業場所は判明しているが、前回この就業場所あての再送達上申をしたところ
不送達となった。

債務者は自営業者であり、就業場所は住所・居所と同じであるが、同地あての送達が
不送達となっている。

(1) 就業場所の調査方法

ア 調査した日 令和_____年_____月_____日

イ 調査担当者 { 債権者の社員（部署・氏名 _____）

その他（会社名・氏名 _____）

ウ 調査方法 場所 { 上記の就業場所へ

債務者の自宅（住所・居所）へ

その他 _____

方法 { 電話で照会した。

郵便で照会した。

訪問し調査した。

(2) その他参考事項

2 債務者の居住地について

別添の住民票の通り上記住所・居所に住民登録している。

別添の調査報告書の通り住所・居所に居住している。

裁判所使用欄			印
	郵券	円	
	葉書	枚	
	1. 窓口 2. 郵便提出		